○栗東市アライグマ捕獲用わな貸出要領

（目的）

第１条 この要領は、アライグマ捕獲用わな（以下「わな」という。）の貸出に関して必要な事項を定め、アライグマによる生活環境の被害の軽減を図るものとする。

（対象の捕獲動物）

第２条 この要領において捕獲の対象はアライグマとする。

（貸出の対象者）

第３条 わなの貸出の対象者は、市内においてアライグマにより生活環境等に被害を受けている及び受ける恐れのある者。

（わなの管理場所）

第４条 この要領により貸出を行うわなは、環境経済部環境政策課（以下「環境政策課」という。）において管理する。

(貸出期間)

第５条 わなの貸出期間は原則1月以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

（貸出手続き）

第６条 わなの貸出を受けようとする者は、「アライグマ捕獲用わな貸出申請書」（様式第１号）に設置場所を示した地図（2,500分の1程度）を添付して、貸出希望日の7日前までに市長に提出しなければならない。

２ 前項の規定によりわなの貸出の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、第４条の管理場所において貸出を受けるものとする。

（貸出基数）

第７条 貸出基数は原則1世帯1基とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

（経費負担）

第８条 わなの使用料は、無料とする。

２ 貸出期間中におけるわなの運搬、維持管理等に要する経費は、使用者が負担するものとする。

（わなの運搬）

第９条 使用者は、第２条の規定にある動物を捕獲した場合、環境政策課に連絡し、原則わなを環境政策課へ運搬しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

（捕獲動物の解放）

第１０条 使用者は、第２条の規定にない動物を捕獲した場合、原則速やかにこれを解放しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

（貸出中の管理等）

第１１条 使用者は、わなを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

２ 使用者は、わなを目的以外に使用してはならない。

３ 使用者は、わなを転貸し、又は譲渡してはならない。

４ 使用者は、わなを紛失、破損させたときは、これを賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

（貸出の中止・返還）

第１２条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、わなの貸出を中止し、返還させることができる。

(１) 第３条の要件を満たさなくなったと認められるとき。

(２) 前条の規定に違反したと認められるとき。

(３) その他市長が特に必要と認めるとき。

（返却）

第１３条 使用者は、貸出期間終了後、速やかにわなを返却するものとする。

附 則

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

この要領は、令和2年9月7日から施行し、令和2年9月7日から適用する。